

受託研究積算書の作成における留意点等について

まず初めに・・・積算書は以下の4種類があります。

①受託研究積算書「固定費&観察脱落症例費」

②受託研究積算書「変動費」

③受託研究積算書「期間延長時」

④受託研究積算表「文書保管料」

※初回申請時には、①、②、④の積算書の作成をお願いいたします。

※契約期間の延長の際には、③の積算書の作成をお願いいたします。

※積算書の黄色のマス目が追記可能な箇所となります。

<④受託研究積算表「文書保管料」の留意点>

当該積算書は、当該治験に係わる必須文書、原資料を外部倉庫に保管を委託するにあたっての費用算定する積算書になります。

「文書保管料」: 治験終了後に保管が必要と想定される年数に応じて算出してください。※Global Study の場合、原則15年としてください。

箱数は原則、「5箱」 但し、保管資料が少ないことや多くなることが想定される場合は、増減可能

保管料の変更があった場合でも、原則、締結済みの課題については追加料金は発生しません。

保管期間の延長があった場合は、追加料金を算出します。

平成27年度までに契約した課題については、文書保管料の請求はありません。

文書保管料は、症例エントリーに関係なく発生するため、本契約締結時に一括請求いたします。(年度毎の請求ではないということです。)